

○二宮町議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月12日条例第1号

改正

平成14年9月11日条例第23号

平成18年3月24日条例第17号

平成20年12月22日条例第20号

平成25年2月27日条例第3号

二宮町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、二宮町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第2条** 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

**第3条** 政務活動費は、二宮町議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

**第4条** 政務活動費は、各年度ごとに交付するものとし、5月末日までに当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

(会派に対する政務活動費)

**第5条** 会派に対する政務活動費は、各年度の4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に年額90,000円を乗じて得た額を交付する。

2 年度の途中において新たに会派が結成されたときは、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務活動費を当該会派に対し交付する。

(議員に対する政務活動費)

**第6条** 議員に対する政務活動費は、基準日に在籍する議員に対して年額90,000円を交付する。

2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を交付する。

(経理責任者)

**第7条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、会派にあつては、会派に係る政務活動費収支報告書（第1号様式(1)(2)）、議員にあつては、議員に係る政務活動費収支報告書（第2号様式(1)(2)）に領収書を添付し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、当該年度の交付に係る政務活動費について、翌年度の4月30日まで

に提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき、若しくは議員の任期が満了したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日若しくは任期が満了した日の翌日から起算して30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(議長の調査)

**第9条** 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

**第10条** 政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において町政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を町長に返還しなければならない。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月11日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の二宮町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

#### 別表第1 (第2条関係) 会派に係る政務活動費使途基準

項目	内容
調査研究費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

資料購入代	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び町の政策等について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	会派が住民からの町政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
事務費	会派の行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
その他経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

**別表第2**（第2条関係）議員に係る政務活動費使途基準

項目	内容
調査研究費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入代	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び町の政策等について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの町政に関する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
その他経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

第1号様式(1) (第8条関係)

会派に係る政務活動費収支報告書

年 月 日

二宮町議会議長  
殿

会 派 名  
経理責任者名

印

年度政務活動費に係る収支報告について

二宮町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり  
収支報告書を提出します。

第1号様式(2) (第8条関係)

会派に係る政務活動費収支報告書

年度政務活動費収支報告

会 派 名 \_\_\_\_\_

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_円

2 支 出

(単位 ; 円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研究研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費		
その他経費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

第2号様式(1) (第8条関係)

議員に係る政務活動費収支報告書

年 月 日

二宮町議会議長  
殿

二宮町議会議員 印

年度政務活動費に係る収支報告について

二宮町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり  
収支報告書を提出します。

第2号様式(2) (第8条関係)  
議員に係る政務活動費収支報告書

年度政務活動費に係る収支報告について

議 員 名 \_\_\_\_\_

1 収 入  
政務活動費 \_\_\_\_\_円

2 支 出 (単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研究研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費		
その他経費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。